

## 移動式がれき類等破碎処理施設の許認可手続き についての要望書

移動式がれき類等処理施設は、廃棄物の発生場所において効率良く環境に配慮した処理を行うために開発もしくは国内導入された施設である。

しかしながら、移動式という特性から設置場所が定まらず、生活環境影響調査の手法が示されていない等の理由により、その扱いが自治体間によって異なる状況が見受けられることから、実態調査が行われ、平成 26 年に「移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について」の通達が出された。

本通達により、処理施設の導入に係る手続きは効率よく進むものと期待したが、約 10 年が経過した現在においても、その扱いは自治体間によって異なる状況が続いている。

以上の状況を改めて調査し、調査によって得られた情報から要望を整理した。調査に際しては意見に偏りが生じないように、機械使用者の業界団体、民間事業者、行政書士に対してヒアリング及びアンケート調査を行った。

なお、本要望書は許認可手続きの省略、簡略化を望むものではなく、工事現場内処理の促進、自治体間における調査手法の統一、手続きに要する期間の短縮、リサイクルの普及に関する要望である。

1. 平成 26 年 5 月 30 日発出(環産産発第 1405303 号)「移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について」に関する要望

### 【審査基準について】

- ・ 上記通達別添『移動式がれき類等破碎施設の生活環境影響調査に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」)』中で、工事期間に支障を来さないように審査期間を短縮することが望ましいとある。一方で、実際に審査期間の長期化により事業者の事業に遅れが生じたケースもある。審査基準のガイドライン適用の定着に向けた取り組みを望む。

### 【対象業者の拡大について】

- ・ ガイドライン中の対象とする施設に対しては、処理業者も排出事業者と同様に設置許可が不要となるよう運用の見直しを求める。また、排出事業者と同様、移動式破碎施設のリースによる設置許可および許可取得後の運用についても運用の見直しを求める。

### 【特定地域の除外について】

- ・ 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地

域については移動式破碎施設の使用禁止等の制約を設けることが必要である。一方、それ以外の地域については、技術上の基準、維持管理に関する計画、生活環境影響調査（ガイドラインに示される方法による）の提出のみとし、設置許可不要の運用を求める。

## 2. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（期間を限定せずに恒常的に破碎施設を設置する場合）」に関する要望

### 【更新機械の登録制について】

- ・ 産業廃棄物処理施設の変更に際しては、軽微な変更を除いて都道府県知事の許可を受ける必要がある。例えば、移動式破碎施設の更新を行う場合、排ガス規制や技術革新等により処理能力が従来施設と異なることが多く、自治体によっては、変更の許可を申請することになる。このような避けようのない仕様変更に対しては、機械の登録制を採用する等して、速やかに許可が下りるよう求める。

### 【移動式の利点について】

- ・ 自治体により、生活環境影響調査を理由に移動式破碎施設を（騒音・振動については稼働場所によって測定値が変化するため、規制値以内に収める必要性から）固定化することで設置が許可される。その場合、移動式の利点が無くなるばかりか、処理業者の効率改善に対しては不利益となっている場合がある。施設境界線上で規制値を満たす設置範囲内においては、破碎施設の移動を届け出のみで認めていただきたい。

### 【諸外国の運用について】

- ・ 上記の通り、日本国内においては、設置条件として機械の固定を求められる事例や機械更新の際に申請時と型式・製造番号が変わることを理由に処理施設の設置許可の取り直しを求められることがある。諸外国においては施設の設置の条件として固定を求められるような事例は見当たらず、更新に際しても同型機であれば短期間で許可が下りるようである。諸外国の実例も踏まえつつ、対応を検討いただきたい。

## 3. 「リサイクルの普及」に関する要望

### 【対象業者の拡大について】

- ・ 同一設備を使用して再製品化を行うことを考えた場合、その使用者が排出事業者か、非排出事業者かでリサイクルの成果や周辺地域への環境影響に大きな格

差を生じさせる要因にはならないと考える。使用者の違いで許可が必要か否かを判断しないでほしい。

【リサイクル材の考え方について】

- ・ 自治体によりリサイクル材の考え方が異なる。廃棄物の発生現場の敷地内において移動式破碎施設により処理を行った後、場外にて廃棄物ではなくリサイクル利用する場合もある。発生現場から場外搬出されたものを廃棄物ではなく、有価物として取り扱うことについて各自治体に認知いただくための通達を出してほしい。

以 上